

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第20回 松阪市個人情報保護審査会
2. 開催日時	令和4年8月23日(火) 午後2時00分～午後4時55分
3. 開催場所	松阪市議会 理事者控室
4. 出席者氏名	森下委員、村田委員、出口委員、中田委員 【総務課及び事務局】総務課 参事兼課長 田中靖、主幹兼係長 小柳和久
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担当	松阪市 総務部 総務課 文書・情報公関係 TFL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 令和3年個人情報保護法改正の概要説明
2. 質疑応答
3. その他

【第 20 回松阪市個人情報保護審査会議事録】

事務局 ただいまより、第 20 回松阪市個人情報保護審査会を開催します。

～挨拶～

○体制等について

本日の審査会でございますが、松阪市個人情報保護条例施行規則第 24 条第 5 項に規定の審査会開催の要件であります「会長及び委員 2 名以上の出席」については、満たしておりますので、ご報告申し上げます。

松阪市個人情報保護条例施行規則第 24 条第 2 項に従い、議題を進めていただきたいと思います。

なお、本日の議題については、個人情報などの非公開情報が存在しないことから、公開と致したいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか？

委員 異議なし

《1. 令和 3 年個人情報保護法改正の概要説明》

会長 それでは、事項書により進めていきます。

事項書 1 「令和 3 年個人情報保護法改正の概要説明」について、事務局より説明をお願いします。

総務課 それでは、今から令和 3 年個人情報保護法改正の概要説明を行います。

～ 議題 1 「令和 3 年個人情報保護法改正の概要説明」について説明を行う ～

《2. 質疑応答》

会長 ありがとうございます。ただいま、総務課からの説明が終わりました。次に、「2. 質疑応答」ですが、本日の説明及び令和 3 年個人情報保護法改正について、委員の皆様からの質疑はございますか？

委員 改正があったということは、以前から聞いていて気になっていたのですが、先程の概要説明というか概要全体を説明していただき、その中で一番気になったのは、今まで各地方自治体に独自で個人情報保護条例が制定されていて、その条例に基づき各自治体は、個人情報保護を行い、個人情報保護審査会は第三者機関として、設置運営されてきました。そういう状況から、例えば松阪市個人情報保護審査会で審議した答申内容が、他の地方自治体でそれぞれ同審査会の結論と同じような事情を扱ったものであっても、内容的には大分ばらつきがあることが結構あったと思います。

だけど、今回ここに示された内容によると、国の機関である個人情報保護委員会が、監視をすることになったということが、資料の 67 ページにあります。ここには、個人情報保護委員会の権限について、例えば、民間部門第 4 章の適用と公的部門第 5 章の規定に対する権限があり、公的部門第 5 章の権限②の情報公開個人情報保護審査会との連携の箇所については、「個人情報保護審査会が行った答申内容について共有し、法の円滑な施行の確保」のところですが、これは個人情報保護委員会が、全国の個人情報保護審査会を最終的

には束ねていくようなものとして、存在していくことになるのかと思いました。そうすると、改正法施行後は、現状、設置され運営している個人情報保護審査会は、これまでの独自のなものというよりは、審査の方法やその答申にしろ、法の一元化により個人情報保護委員会で示されるような基準に基づいて行うことになるのかと感じたのですが、そこが気になりました。

総務課 ご指摘いただいたところですが、委員が言われる通り、今まではそれぞれの自治体が独自に制定していた個人情報保護条例自体は、若干規定が違うところがあります。審査請求書に対して審査会に諮問し審査会が答申した内容は、基となる条例が違うことから若干その内容に違いも見受けられたと思われまます。ですが、本改正の施行後は、法に基づくものとなりますので、例えば、審査請求があった場合は、その審査の判断基準について、法の一元化に基づき、国が開示情報の判断基準を定めるものと想定しておりました。

その点について、実際に個人情報保護委員会に確認したところ、その判断基準は、各自治体で作るという回答でした。

委員 今までの松阪市の情報公開及び個人情報保護審査会が出した答申を参考に、開示不開示の決定がなされていくと思いますが、審査会が審議し答申を検討する際、解釈運用基準以外にも参考資料として、他の自治体の類似案件についての答申も参考にするといいです。それは、例えば裁判の判決が、それぞれの地方裁判所の判決によって違ってくるのと同じように、同事案の同じ箇所が問題になったことに対し、微妙に違うところや、大幅に違うところもあり、そこは「開示すべきである」とか「開示すべきでない」、または「非開示とすべきであるが、開示すべきである」というように、かなりニュアンスにばらつきがあるのですが、その点については、どうなっていくのでしょうか。

総務課 先程の説明のとおり、各自治体の解釈運用基準が違えば、ばらつきが生じてくる可能性はあると思います。それについては、改正法の不開示情報は、現在の条例と同じ規定がありますので、現行の解釈運用基準を引用していくことも考えられます。また、参考答申については、これからは、国の答申を引用していくことになると考えられます。改正法第5章は、本年4月の施行と同時に廃止された国の行政機関個人情報保護法が基になっているので、過去の答申も参考になるのかと思います。

委員 今回の改正は、地方自治体は、来年4月から適用となるということですが、来年4月から数年間は、今まで通りということで大体運用はなされていくと思いますが、その後どうなっていくのでしょうか。

総務課 個人情報保護法は、3年に1回見直しをするということになっております。現時点で、不明な点については、個人情報保護委員会に問い合わせをしていきたいと思っております。

委員 いわゆるオープンデータといわれる関係規定があってそれを利用したいという規定があるんですが、その規制や利用についてどのように調和させるのかということも気になりました。

総務課 改正法の中でいわゆるオープンデータといわれるものは、行政機関等匿名加工情報や仮名加工情報になります。ただし、仮名加工情報については、基本的には地方自治体内部で利用する情報ではありますが、法令の定めがあれば外部提供が可能となります。

行政機関等匿名加工情報については、施行時において、県および政令指定都市についてのみ規定の適用となっており、松阪市においては、この情報の作成及び提供については、任意となっております。仮に、施行時にこの情報の作成及び提供について体制整備ができたとしても、提供後、同情報に個人を識別できる情報があると判明した場合、「漏えい」となり、個人情報保護委員会に報告しなければならず、同委員会も何かしらの対応をされるかと思われます。

また、同情報については、資料にも示したとおり導入にあたって、いくつかの問題があります。作成に至るまでの経過として同情報を提供するにあたり、企業等からの提案募集を行う必要があるのですが、その企業等の提案審査が必要となります。さらに、個人識別性を無くす匿名加工について委託を行ったとしても、その確認は当該情報を保有する担当課が確認しなければならないことになり、同情報作成の対象となるのは、個人情報ファイル簿に記載の本人の数が1,000人以上のファイルが対象となりますので、確認作業をどのようにするかについて、今後体制整備を検討する際に問題となります。

会 長 他に何かございますか。

委 員 仮名加工情報とはどのようなものなのでしょうか。

総務課 仮名加工情報を作成できる部署となるのは、病院及び診療所になりますので、それ以外の、例えば市民税課とかそういうところは仮名加工情報の作成できる部署にはなりません。

また、基本的に内部利用の目的で作成するなるものですから、実際、病院及び診療所が作成する仮名加工情報というものがどんなものであるか現時点では具体的にお示しできませんが、例えば入院又は通院患者さんに、法令に規定がある前提で、ある病の研究治療に対して、将来のために必要なデータを提供するにあたり、個人識別性は無くす条件で外部提供を行うなど、研究に寄与していくというのが考えられます。おそらくそういう場合の提供先は、大学の研究機関や製薬会社などが考えられます。

会 長 本日2時間ぐらい聞かせていただいて、いろいろ思ったのが、結局我々が知りたいのは、我々の業務、つまり審査会の役割の部分について、どう関わってくるかっていうことだと思うのですが、先ほどの不開示の基準などについてはっきりするのは、大体いつぐらいになるのでしょうか。

総務課 個人情報保護委員会はガイドライン等を公表しているので、各自治体が不明な点に関し、質問をしてそれを同委員会が回答を行うということになっています。ですので、同委員会が改めて何か指針のようなものを出すことは、現時点ではおそらく無いと思います。

会 長 そうするともう既に条例案みたいなものができていて、それを投げてある状態ということですか。

総務課 既に、改正法に基づく施行条例案は、一度個人情報保護委員会にご確認いただくよう依頼しています。

会 長 それは、先ほどの話だと現行条例の規定を踏襲していく内容でしょうか。

総務課 はい。基本的には、現行条例の規定を大きく変えない方向で進めています。ただし、本日の資料の72ページにあるとおり、施行条例で定めることができるものは限られています。この定めることができる箇所についてのみ、現行条例の内容をあまり変えない考えですが、

例えば、資料の 47 ページにある開示決定の延長期間については、改正法の規定において延長できる期間というのは、開示決定期限からさらに最大 30 日しか延長できない内容です。一方、現行条例は、開示請求を受けてから最大 60 日という規定です。よって、開示決定期限を現行条例の規定を踏襲していくと、どうしても 15 日ぐらい短くなってしまいます。

会 長 ありがとうございます。すると次回は、そこまできちんと固まったものにはなっていないということですか。

総務課 次回については、今まで個人情報保護審査会で、個人情報の収集及び目的外利用・外部提供について、担当課が諮問をして、それに対し同審査会が問題ないという答申をいただいた上で対応している個人情報の取り扱いについて、改正法の規定に基づいて整理した内容を説明する予定です。それから、施行条例案についても、最終決定は議会になりますが、議会に上程する前の条例案という形でご説明できるかと思います。また、死者の個人情報の取扱いについて別の規定を定めるべきか否かについては、現在整理しておりますので、その内容についても、次回ご説明したいと思っております。

委 員 施行条例案について、新旧対照表のようなものは作成していますか。

総務課 すみません。新旧対照表については、現時点では作成していません。

会 長 他にいかがでしょうか。

委 員 かなりボリュームがある内容ですので、すぐに頭に入らないところはありますが、例えば、本日の資料 42 ページの開示請求における施行条例への開示又は不開示情報規定の追加についてですが、説明の中で「刑の執行」については、現行条例では不開示情報にありますが、施行条例には追加規定しないということについての理由が、その情報自体松阪市の公文書にないというのはどうかと思います。

この情報は、例えば、ある人がいつからいつまで、どういう刑を受けた情報であると思いますが、全部調査されたのでしょうか。仮に、今後そのような情報がどこかにあればどう対応するかという問題もあるかと思います。

それと、要配慮個人情報の定義に該当しない配慮を要する情報については、条例要配慮個人情報として施行条例で規定せず、運用上で各課に注意を促す対応は、理解しました。

総務課 刑の執行については、本日の資料の 42 ページでもちょっと触れていますが、改正法第 124 条 1 項に適用除外規定があり、この規定の「第 4 節の規定」は、開示等の請求規定であり、これには適用しないとされています。それから、改正法第 78 条 1 項 5 号の規定には、「刑の執行」が規定されており、この規定は、国及び県が対象となっております。それに対し、同条同項 7 号口を見ていただくと先程の 5 号と同趣旨の規定であります。こちらには、当該情報の規定はされておらず、この規定は市町の適用となります。

会 長 ありがとうございます。私の方からもう 1 点、今回の改正で、議会は改正法の適用にならないということですが、本日の資料の 55 ページに議会個人情報保護条例の規定に当審査会への諮問を受ける規定を施行条例に設けるとありますが、その点についても次回に議会の条例および施行条例の説明があるということですか。

総務課 議会条例は、議会事務局次第ですが、現時点では施行条例と同時期に市議会上程の方向で検討していることを聞いています。

議会からの審査会の諮問については、今までは、情報公開で議会の議事録について諮問された案件はありました。

委員 こういう議会の決定に対する文書の公開とかは、あるかと思います。それとは別に、個人情報保護という観点で、議会はどのようなものがあるのかと思いました。

委員 私は、以前、ある市の情報公開審査会・個人情報保護審査会の会長をしていました。そのときの経験で、議会からの諮問が実際ありました。それは、ある個人と市との間で紛争が起こり、その紛争が起こったある個人の名前について、議会では、例えば損害賠償として賠償額を支払わなければならないというような時には、議会で審査しなければなりません。その際、その個人の個人情報である名前などを挙げて議会では審査するわけです。ですがそもそも議会は公開されているので、傍聴者がいるわけです。

そうすると、傍聴者に知らせることができるようそのまま名前を挙げて、審査し続けていいのか。仮に審査して、それが議会記録として公表していいのかどうか。議会に来た傍聴人は知ることができるとしても、記録にまで公表する必要はないのではないかと。

しかし、名前を挙げて審査をしなければ、議会の審査にならないということです。当然、どこの誰だかわからない人との間に争いがあって、お金を支払わなければならなくなったような内容では、議会での質疑応答はできませんし、議論はできない訳です。

ですが、それをそのまま一般の人にも知らせ、または知られることになってもいいのかということについて諮問を受けたことありました。

委員 そういう事案が起こる可能性は、否定できません。ありがとうございます。イメージを掴めました。

会長 他に質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 それでは、ほかに質疑がなければ、本日の議題については、これにて終了とします。次に、「3. その他」について事務局から何かありますか。

《3. その他》

事務局 次回の内容説明等を行う。

会長 それでは、これをもちまして第20回個人情報保護審査会を終了致します。皆様、長時間お疲れ様でした。